

契 約 変 更 理 由 書

工 事 名	(仮称) 新下山手住宅 4 号棟電気設備工事
契約変更内容(第 2 回設計変更)	
1. インフレスライド条項による請負代金額の変更	
※ 神戸市工事請負契約約款 第 24 条 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	
7 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。	
国土交通省資料より転載	
契約変更理由	
1. 神戸市工事請負契約約款第 24 条第 7 項に基づく請求を受けたため	
なお、基準日前後の積算根拠は以下の通りであり、労務単価及び資材価格が上昇している。	
当初：(労務単価)令和 6 年 3 月 (資材価格)令和 6 年 3 月時点	
2 回変更：(労務単価)令和 8 年 3 月 (資材価格)令和 7 年 6 月時点	